

見附市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第 6 号

見附市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

見附市病院事業使用料及び手数料条例施行規則（平成 4 年見附市規則第 1 8 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

介護保健施設サ ービス	日用品費		日額	2 0 0	
	教養娯楽費		日額	1 0 0	
	電気使用料		日額	5 4	消費税込
	洗濯代	大	1 点	1 5 0	
		中	1 点	1 0 0	
		小	1 点	4 0	
	外泊時濃厚流動食 持帰分		1 食	4 0 0	
	食費		日額	1, 4 1 0	
	居住費	個室	日額	1, 6 6 8	
		多床室	日額	3 7 7	
	インフルエンザ予 防接種代		1 回	実費	

」を

「

介護保健施設サ ービス	日用品費		日額	2 0 0	
	教養娯楽費		日額	1 0 0	
	電気使用料		日額	5 4	消費税込
	洗濯代	大	1 点	1 5 0	

		中	1 点	1 0 0	
		小	1 点	4 0	
	外泊時濃厚流動食 持帰分		1 食	4 0 0	
	食費		日額	1, 5 8 5	朝 3 6 0 円 昼 7 3 2 円 夜 4 9 3 円
	居住費	個室	日額	1, 6 6 8	
		多床室	日額	3 7 7	
	インフルエンザ予 防接種代		1 回	実費	

」に改め、

同表短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護の部中「1, 4 1 0」を「1, 5 8 5」に、「3 4 0 円」を「3 6 0 円」に、「6 1 0 円」を「7 3 2 円」に、「4 6 0 円」を「夜 4 9 3 円」に改め、同表通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションの部中「6 1 0」を「7 3 2」に、「6 1 0 円」を「7 3 2 円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。